

別記第8号様式（その1）（第22条関係）

1 資金収支計画 事業収支計画書（その1）

科 目					
収 入	a 入居一時金				
	b 月払い家賃 （家賃補助を含む）				
c 駐車場収入					
d 敷金					
e 公庫等融資金					
f 建設補助金					
g 利子補給金					
h 銀行等借入金					
i 自己資金					
j 施設賃料・同権利金					
k 共益費					
収入計（I）					
l 建設費・諸費用(初期投資額)					
m 公庫等融資金元金返済					
n 銀行等借入元金返済					
o 一時金返戻金					
p 敷金返戻金					
q 損益支出の計（B）					
支出計（II）					
資金収支差（I-II）					
資金収支差累計					

別記第8号様式（その2）（第22条関係）

2 損益計画 事業収支計画書（その2）

科 目					
収入計（A）					
① 家賃収入					
② 駐車場収入					
③ 運用益（敷金・一時金）					
④ 施設賃料・同権利金					
⑤ 共益費					
⑦ 賃貸料（借地又は一括借上）					
⑧ 修繕費					
⑨ 公租公課					
⑩ 火災保険料					
⑪ 借入金利息（公庫、銀行等）					
⑫ 開業費 （募集宣伝、期中金利等）					
⑬ 一時金保証料					
⑭ 水光熱費					
⑮ 消耗品損料					
⑯ 管理事務費					
⑰ 管理委託経費					
支出計（B）					
収支差（C=A-B）					
⑤ 減価償却（建物、設備）					
⑥ 単年度損益（税引前） （D=C-⑤）					
法人税（E）					
税引後単年度損益 （F=D-E）					
税引後損益累計					

別記第 9 号様式 (第 2 5 条関係)

熊本県知事 様

年 月 日

申請者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称 印

高齢者向け優良賃貸住宅に係る目的外使用承認申請書

年月日付け 第 号で供給計画の認定を受けました高齢者向け優良賃貸住宅については、下記の原因により目的外使用の承継を受けたいので熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度要項第 2 5 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

(理由)

別記第 1 0 号様式 (第 2 6 条関係)

高齢者向け優良賃貸住宅建設等工事着手届

年 月 日

熊本県知事 様

認定事業者住所
又は主たる事務所所在地
氏名又は名称 印

次のとおり工事に着手しました。

認定年月日及び番号	
敷地の所在地	
工事着手年月日	
工事完了予定年月日	
住所	
工事施行者 名称	
連絡先	

別記第11号様式(第26条関係)

高齢者向け優良賃貸住宅建設等工事完了届

年月日

熊本県知事

様

認定事業者住所
又は主たる事務所所在地
氏名又は名称 印

次のとおり工事が完了しました。

認定年月日及び番号	
敷地の所在地	
工事着手年月日	
工事完了年月日	
住所	工事施行者
	連絡先

別記第12号様式(第26条関係)

年度熊本県高齢者向け優良賃貸住宅管理状況報告書

年月日

熊本県知事

様

認定事業者住所
又は主たる事務所所在地
氏名又は名称 印

年3月31日現在の管理状況等をおのり報告します。

1 管理戸数

供給方式	区分		戸数
	前年度未現在管理戸数	本年度新規管理戸数	
本年度処分戸数	本年度未管理戸数	譲渡	
		用途廃止	
		減失	
本年度未管理戸数			

2 入居状況

賃貸住宅の名称	管理方式	管理戸数	入居(所得区分による内訳)			空室戸数	備考
			イ	ロ	ハ		

3 募集状況

賃貸住宅の名称	新築・空家の別	築後年数	年間募集戸数累計	年間応募戸数累計	応募倍率	備考

4 家賃決定状況(当該年度に管理開始したものに限り)

賃貸住宅の名称	タイプ別戸数	タイプ別契約家賃	入居者負担額	共益費	駐車場料金

(留意事項)

1 所得区分はイ(200,000円以下)、ロ(200,001円~268,000円)ハ(268,001円~)とします。
2 募集状況の備考欄には、特定入居又は限定公募の状況を記入してください。

別記第13号様式(第30条関係)

様

第 年 月 日

熊本県知事

印

高齢者向けの優良な賃貸住宅に係る要請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第50条の規定に基づき、高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理について下記のとおり要請します。

記

- 1 高齢者向けの優良な賃貸住宅の戸数
- 2 その他高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理に関し必要な事項

別記第十四号様式及び別記第十五号様式を削る。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 法の施行の日の前日以前に供給計画の認定を受けた高齢者向け優良賃貸住宅に係る整備費補助については、なお従前の例による。
- 3 法の施行の日の前日以前に供給計画の認定を受けた高齢者向け優良賃貸住宅で、法の施行の日の前日以前に直近の入居者の募集が行われたものに係る入居者の資格については、なお従前の例による。
- 4 法の施行の日の前日以前に供給計画の認定を受けた高齢者向け優良賃貸住宅で、法の施行日以前に行われた募集による入居者に係る家賃減額補助については、なお従前の例による。

熊本県告示第八百三十九号

熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金等交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成十三年十月三十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金等交付要項の一部を改正する要項

熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金等交付要項(平成十二年熊本県告示第十八号)

の一部を次のように改正する。

題名中「補助金等」を「補助金」に改める。

第一条中「第十一条及び第十九条」を「第十条及び第十八条」に改める。

第二十条中「この要領」を「この要項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(処分等)

第二十二條 この要項の定めるところにより補助金の交付を受けたものに係る処分等については、国庫補助要領第二十四の規定を適用するものとする。

第十九条を第二十条とする。

第十八条中「認定事業者」を「認定事業者等」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条を第十八条とする。

第十六条中「認定事業者」を「認定事業者等」に、「制度要項第十九条」を「制度要項第十八条」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条第一項中「高齢者向け優良賃貸住宅」を「高齢者向け優良賃貸住宅等」に、

「管理月数を乗じた額」を「管理月数を乗じた額とし、国庫補助要領第十三第一項の規定に基づき算出した額を限度」に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第十六条とする。

2 前項の入居者負担額の算定に当たっては、百円未満を切り上げるものとする。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項及び第二項中「認定事業者」を「認定事業者等」に改め、同条を第十二条とする。

第十一条中「認定事業者」を「認定事業者等」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「認定事業者」を「認定事業者等」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項中「認定事業者」を「認定事業者等」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とする。

第七条第一項中「国庫補助要領第十七第二項各号のいずれかに該当する計画の変更又は補助金の額の変更」を「補助金の額に変更を生じる事業計画の変更」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とする。

第五条第一項及び第二項中「認定事業者」を「認定事業者等」改め、同条第一項中「制度要項第十一条」を「制度要項第十条」に、「建設等に要する」を「整備に要する」に、「熊本県高齢者向け優良賃貸住宅建設事業費補助金交付申請書」を「熊本県高齢者向け優良賃貸住宅整備事業費補助金交付申請書」に改め、同条第一項第七号及び第二項中「高齢者向け優良賃貸住宅の建設等」を「高齢者向け優良賃貸住宅等の整備」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「認定事業者」を「認定事業者及び県の要請に基づき高齢者向けの優良賃貸住宅を整備しようとする公社（以下「認定事業者等」という。）」に、「高齢者向け優良賃貸住宅の建設等」を「高齢者向け優良賃貸住宅等の整備」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出し中「建設等」を「整備」に改め、同条第一項中「高齢者向け優良賃貸住宅の建設等」を「高齢者向け優良賃貸住宅等の整備」に、「別表に定める補助対象の区分に応じて、国庫補助要領第四から第八」を「別表(イ)欄に掲げる補助対象経費(3)欄に掲げる事業者の施行に係るものについて、国庫補助要領第四から第十まで」に、「補助率」を「(ハ)欄の補助率」に改め、同条を第四条とする。

第二章の章名中「建設等」を「整備」に改める。

第一章第二條中「制度要項」を「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下「法」という。）」、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号。以下「政令」という。）」、高齢者の居住の安定確保に関する

法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号。以下「省令」という。）に、「平成十年四月八日建設省住建発第四十号。」を「平成十三年八月五日国住備発第九十号。」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（整備基準）

第三条 この要項による補助の対象となる高齢者向け優良賃貸住宅等は、法及び省令で定める基準並びに国土交通省住宅局長が定める整備基準に該当するものでなければならぬ。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

補助対象経費 (イ) 住宅の共用部分等整備に要する費用 ・ 共同施設整備費、公園、広場、緑地、通路、立体的遊歩道、人工地盤施設、駐車施設及び高齢者等生活支援施設の整備に要する費用 ・ 住宅共用部分整備費（共用通行部分整備費、防災性能強化工事費、機械室（電気室を含む）、集会所及び管理事務所整備費、避難設備、消火設備、警報設備、監視装置、避雷設備及び電波障害防除設備設置費並びに社会福祉施設等との一体的整備費） ・ 加齢対応構造等に要する費用 ・ 警報装置の設置、高齢者等のための特別な設備の設置及びエレベーターの設置に要する費用 団地関連施設整備に要する費用 ・ 給水施設、排水処理施設、道路及び公園の整備に要する費用	事業者 (3) 認定事業者及び省令第三十条に規定する者（ただし、省令第三十条に規定する者については、既存住宅等を改良する場合に限る。）	補助率 (ハ) 三分の二以内
住宅の建設に要する費用 ・ 主体工事、屋外附帯工事及び共同施設工事に要する費用	省令第三十条に規定する者	三分の一以内